

平素より鎌倉芸術館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在使用している「鎌倉芸術館 利用のご案内」の内容に、追加・変更がございますのでお知らせいたします。

■ 利用料金・駐車料金の変更について 《変更》

令和7年10月1日ご利用分から、すべての利用料金及び駐車料金に変更となります。

詳しくは別紙料金表をご参照ください。

令和7年9月30日までのご利用は「鎌倉芸術館 施設各種料金表 2019年10月ご利用分～」

令和7年10月1日以降のご利用は「鎌倉芸術館 施設利用料金表 2025年10月1日以降ご利用分」

■ 利用料の減免について 《追加》

令和6年4月1日より、以下の減免基準が追加となりました。減免基準の適用には減免団体登録申請書、団体構成員名簿の提出が必要となります。詳しくは鎌倉芸術館までお問合せください。

基準	主に18歳未満の人が構成員の鎌倉市内の芸術文化団体が、その活動に利用するとき
減免率	30%
減免対象	広く市民等を鑑賞者・聴講者の対象とした催し(発表会、講演会等)で利用する場合

■ 調整会について 《変更》 (5ページ)

【変更前】 抽選会当日に、調整会を行います。以下のいずれかに該当する方は、参加が必要です(抽選会当日 9:30までにご来館ください)。詳しくは、鎌倉芸術館までお問い合わせください。

ホール、ギャラリーを利用希望の方	諸室を利用希望の方
①ホール、ギャラリーと併用して諸室の利用希望がある方 ②ピアノのメーカーの指定やプロジェクターの利用希望がある方 ③利用希望日が複数ある方 ④落選したときに他の日程で利用希望日がある方	①利用希望日が複数ある方 ②落選したときに他の日程で利用希望日がある方

【変更後】 以下のいずれかに該当する場合は、当館スタッフによる代理調整会を行います(ご来館いただく必要はございません)。抽選申し込み後、抽選会前日までに鎌倉芸術館ホームページの「お問い合わせ」からメール、またはご来館にてご希望の連絡をお願いいたします。詳しくは、鎌倉芸術館までお問合せください。

ホール、ギャラリーを利用希望の方
・ホール、ギャラリーと併用して諸室の利用を希望する方 ・ピアノのメーカーの指定やプロジェクターの利用を希望する方